

風水害災害時（児童在校時）の組織と任務

江戸川区立平井南小学校

- 1 (1)前日、午後3時の時点で江戸川区に台風の強さ（猛烈な最大風速 54m/s 以上）かつ（超大型・非常に大きい（風速 15m/s 以上の半径 800 km以上）が報道されているとき、午後4時までに翌日を「臨時休業」とするかどうかを判断する。
(2)午前7時の時点で江戸川区に『暴風特別警報』又は『レベル5大雨特別警報』又は『レベル4大雨危険警報』もしくは、『暴風警報』かつ『レベル3大雨警報』、雪に関しても午前7時の時点で、江戸川区に『大雪 特別警報』又は『暴風雪 特別警報』又は『暴風雪警報』が報道されている場合は、臨時休業とする。『大雪警報』のみの場合は臨時休業としない。
(3) 下校時に上記の臨時休業となる警報が出されている場合、児童は「学校待機」または「保護者引き渡し」とする。
 - 2 天候の予報を見て、**悪化する前に**校長の判断で集団（地区毎〔赤、青、緑、オレンジ〕）下校とする。
 - (1) 校長・副校長は学年主任・専科主任を招集し、集団下校の周知・指示をする。
 - (2) 副校長は連絡メール（tetoru）により、集団下校を保護者に伝える。
 - (3) 担任は下校指導ののち、地区ごと及び学童登録に集合させ、集団下校をさせる。
学童登録児童は、すくすくにて待機する。教職員は担当ごとに付き添う。
※家の鍵を持っていない等帰宅できない児童は、学校待機させる。
 - (4) 管理職・事務をはじめとする職員で、次の物品を上階に移動させる。
① 公印 ②学校沿革誌 ③ 卒業生台帳
担任以外の役割は、下記のポイントに立ち安全確保を行う。
- | | |
|----------------|------------------------------|
| | 担当 ※特別支援担当は本校勤務日 |
| A：江東新橋東詰 | 主事北園・吉原・采女・根本・加藤萌 |
| B：江戸川教習所先歩道橋 | 主事椎名・佐野・平井・安部
S S S 鈴木・井熊 |
| C：平井南小学校校舎信号付近 | 舞山・竹本・佐藤・中原・井口 |
- 3 集団下校が完了した地区（班）から、職員室・副校長（不在の場合は校長）に報告。
 - 4 校長は状況に応じて、職員の退勤・帰宅をさせる。